

仙台市安全安心街づくり推進会議 平成30年度第2回会議 議事録

開催日時 平成30年7月2日（月）13：00～15：00

開催場所 仙台市役所本庁舎2階 第二委員会室
(仙台市青葉区国分町三丁目7番1号)

出席委員 相澤雅子委員、保角博行委員、板倉恵子委員、桔梗美紀委員、金政信委員、西條淳一委員、中島淳委員、佐々木好志委員、佐々木廣美委員、佐藤重子委員、渋谷セツコ委員、佐藤芳文委員、原美香委員、堀籠仁委員〔14名〕

事務局 斎藤恵子市民局長、新妻知樹生活安全安心部長、佐藤秀生活安全安心部参事、沼田和之生活安全安心部参事兼市民生活課長、佐々木裕一郎市民生活課市民生活係長
(オブザーバー：赤間博之宮城県警察本部生活安全部生活環境課調査官)

議事

- 1 開会
- 2 新任委員紹介
- 3 議事
 - (1) 協議
 - 客引き対策について
 - (2) その他
 - 4 閉会

配付資料 資料1：実態調査結果
資料2：市民アンケート結果
資料3-1：条例の論点整理について
資料3-2：罰則について
資料4：地域関係者の意見聴取について
資料5：今後のスケジュール
参考資料：他都市の条例集

1 開会

○市民生活係長

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、平成30年度第2回仙台市安全安心街づくり推進会議を開催いたします。

始めに、会議の成立につきましてご説明いたします。本日は委員の皆様全員がご出席でございますので、「仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則」第4条の規定により、本会議が成立している旨をご報告させていただきます。

※会議資料の確認

2 新任委員紹介

○市民生活係長

それではここで、所属団体の役員改選に伴いまして、新たにご就任いただきました委員をご紹介させていただきます。

※佐藤委員、赤間調査官（オブザーバー）の紹介

○市民生活係長

それでは、ここからの議事進行につきましては、規則第4条の規定によりまして、金会長にお願いしたいと存じます。

なお、会議の議事録を作成いたしますので、お手数ではございますが、皆様ご発言の際にはお手元のマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

それでは金会長、よろしくお願ひいたします。

3 議事

○金会長

それではこれより、会長であります私がこの会議の議長を務めさせていただきます。皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、最初に本会議の公開・非公開についてですが、今回は非公開とする理由がありませんので、公開としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

○金会長

続きまして会議録についてですが、前回に引き続き、会議録署名委員を指定し、事務局で作成したものを私と署名委員で確認を行い、会議録としたいと考えております。

前回は、西條委員にお願いしましたので、名簿順により今回は中島委員にお願いしたいと思います。中島委員、よろしいでしょうか。

—中島委員了承—

(1)協議

客引き対策について

○金会長

それでは、議事に入ります。(1)協議「客引き対策について」でございます。なお、本日は協議内容が多いことから、委員の皆様からのご意見・ご質問は、区切りの良いところでお時間を設けたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。また、「①実態調査結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

○参事兼市民生活課長

それでは、資料1をご覧ください。

まず、資料1の1ページでございますが、客引きの実態調査、数の調査の結果でございまして、このページは国分町と一番町4丁目のアーケードのところでのカウントでございます。平成26年8月22日より数のカウントを始めておりまして、一番最近は平成30年の6月1日でございます。延べ数のところをご覧いただくとおわかりの通り、5月・6月と数的には多い数となっておりまして、過去と比較をいたしましても、非常に多かった平成26年と同じような数に迫る状態でございます。時間別で見ますと、やはり21時台が多いという状況となっております。また、4月以降の傾向といたしまして、風俗というのもかなり見られているところでございます。次のページをご覧ください。

こちらの方は、中心部の商店街のうち、一番町4丁目を除いた部分の結果でございます。平成29年11月10日より調査を開始しているところでございまして、概ね80～100名で推移しているところでございます。ただ、時間帯としましては、やはり早い時間の方が多いというような傾向でございます。では次のページをご覧ください。

これは、6月1日の調査結果全体でございます。18時から始めて23時まで1時間ごとに数を把握しているところでございます。ピークとなりますのが21時台でございまして、国分町・一番町4丁目商店街だけでも200名を超える状況で、これが22時台になっても同じように200名近い状況となっているところでございます。それから、一番町4丁目商店街を除きます中心部につきましては、一番町一番街商店街が多くなっておりまして、おおまち・クリスロードというところも比較的数が出ているところでございます。また、以前は客引きが殆どゼロに近かった名掛丁商店街でも、この時の調査では若干数がでているという状況でございます。

調査結果についての報告は以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。続きまして、「②視察結果の報告について」です。先日6月8日に、私と渋谷副会長2名が事務局同行のもと、客引きの現場視察を行って参りましたので、そのことについて皆様へご報告いたします。

本日委員の皆様にA4の地図をお渡ししております。そちらに記載しております「スタート」から「ゴール」までのルートで視察をして参りましたので、こちらに沿ってお話しをしていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

6月8日金曜日ですが、当日は不安定な天候であり、視察途中から雨となりました。配布の地図資料をご覧ください。スタートと記載しております仙台駅前・ハピナ名掛丁から、中央通り・クリスロード・マーブルロードおおまちを通って藤崎デパート方面に進み、定禅寺通り方向にぶらんどーむ一番町・一番町4丁目商店街を進んで、さらに虎屋横丁を経て、定禅寺通り方面へ国分町を進み、稻荷小路を広瀬通方面へ、再び一番町4丁目商店街に戻り、三越方面へ進むルートで視察いたしました。

視察を行っての感想ですが、ハピナ名掛丁、クリスロードのアーケード内では、クリスロード横断及びマーブルロードおおまちへの横断歩道の信号待ちをしている方を対象に、国分町方面の店に客引きする人がおりました。今回の視察の際も、客引きとおぼしき人物がスマートフォンなどの携帯端末をいじりながら、通りの真ん中に立っていたり、あるいは休憩スペースに座っている様子が見受けられました。その端末を使って通行人に店舗情報を提示したり、仲間と客の流れや見回り情報などをやり取りしているように見受けられました。さらに、マーブルロードおおまち、ぶらんどーむ一番町に進むにつれて、客引きの数が多くなってまいりました。視察時間帯に商店街の方が、警察官と一緒に巡回している場面に遭遇しまして、その際、客引きは鳴りを潜めているらしくあまり見受けられませんでした。しかし巡回が立ち去ると、鳴りを潜めていた客引きが街頭に現れてまいりました。ぶらんどーむ一番町や、一番町4丁目商店街では、メニューを持った客引きも多く見受けられました。また、一般の方と変わらぬ格好で、通行人を引き留めて店への勧誘を交渉する者、あるいは通行人の邪魔になるような場所に立って客引きする者も目立ち始めました。とりわけ、チームで行動しているような客引きが、私にとって印象深かったです。通りに網の目のように客引きを配置し、一人を避けると後方の客引きが目の前にいるというような動きをとる客引きチームがおりました。虎屋横丁に入りますと、眼光が鋭く、客が進行してきても避けないような、不快を感じる客引きがありました。

最後にまとめとして、通行人の妨げになる行為や、半ば強引な客引き、特に女性同士や少人数のグループをターゲットとしているのではないか、あるいは客の流れや巡回情報等がチーム連携で漏れているような、情報共有しているような、そういう感じが窺えました。また、これまで信用や風紀を重んじて店主同士が協力して店を切り盛りしている店舗の皆様とは違い、利益を得るために手段として周りとの調和や風紀を乱す行為が増えてきたようにも感じた視察となりました。

最後に、これまであまり意識せずに通り過ぎ、生活してきた空間を、意識して見渡すことの大切さを改めて痛感した視察でございました。以上で、からの視察の報告とさせていただきます。続きまして、渋谷副会長、よろしくお願ひいたします。

○渋谷副会長

私もまさに今、金会長がおっしゃったように普段何気なく気にしないで徘徊しているような空間を、今回意識してみたら全く違って見えました。とても驚いたことは、スタート地点からゴール地点までひっきりなしに客引きがあり、自分の頭の中で數えただけでも、我々一行には40回くらいは勧誘されたのではないかと感じました。実際に私に声をかけられたのは少なかったです。先ほど金会長が警察官の方が巡回しているところに出くわしたとおっしゃっていましたが、鳴りを潜めている様もよく観察するとわかるんですね。他の通行人とは違った様子なので、始めに教えてもらうとすぐにわかりました。素知らぬ顔をして通り過ぎるのを待っているので

すね。視察を終える頃には、子どもの時の蝉取りと同じように客引きが判別できるようになり、こんなに多くの客引きがいるのだと驚かされました。

私たちのように、客引きが寄ってきても「既に店は決めた」等のことを伝えて、勧誘をかわすことができる人であれば簡単でしょうが、これが若い女性などのような方が同様に声をかけられたら、断りきれないこともあるのではないかと思いますので、そういう方たちを思うととても心配になり、嫌な感じになりました。前回の会議の際に、お店を探している方々に対して、コンシェルジュのように良いお店をガイド・紹介するサービスがあってもよいのではないかと発言しておりましたが、実際にはプロの手による案内所的なものは、もう存在しているんですね。こういったことを踏まえると、強引な客引きが横行している現状を見過ごすことはできないのではないか、と今回の視察で感じました。私からは以上でございます。

○金会長

以上で、視察結果の報告を終わります。続きまして「③市民アンケート結果について」、事務局より説明をお願いします。

○参事兼市民生活課長

では、資料2をご覧ください。これは、平成30年6月4日に街頭におきまして実施しましたアンケート調査でございます。実施場所につきましては、中心部の4か所、虎屋横丁・一番町4丁目・おおまち・名掛丁商店街におきまして、「実際に飲食店の客引きを受けた経験がある」又は「見かけたことがある」と回答いただいた方から、アンケートを聴取いたしました。調査人数は220名でございまして、全体で男性105人、女性115人ということで概ね男女比が1対1になるように調査を実施いたしました。世代別の内訳は表のとおりでございます。結果でございますが、まず問1としまして、客引き行為を市条例で禁止することについてのお伺いでございます。1の「市内繁華街を全面的に禁止する必要がある」と答えた方が117人で全体の53%、2の「市内中心部の繁華街の場所を限定して禁止する必要がある」と答えた方が56人で25%ということで、合計で8割近い方が客引きを規制すべきだとのご意見でございました。他方で、41名・19%の方が「禁止する必要はない」との回答でございます。

2ページをご覧ください。この回答を属性別にみたものがこのページでございます。男女別で見ますと、女性の方が全体といたしましては「全面禁止」又は「場所を限定して禁止」と回答された方が多いという傾向がございます。また、世代別で見ましても、年齢・世代が高くなるにつれ、「禁止すべき」と回答される方が多い傾向がございます。地区別で見ますと、虎屋横丁の調査では25人・45%の方が「禁止の必要はない」との結果で、このポイントだけが他と違った傾向を見せておりまして、他の3地点につきましては「禁止」又は「場所を限定して禁止」の方が殆どであるとの状況となってございます。

3ページをご覧ください。「場所を限定して禁止」とお答えになった方に具体的な場所もお聞きいたしましたが、場所を記載いただいたのはお二人の方だけでございまして、それぞれ「市役所の近辺」・「国分町」という記載がございました。次に、「全面的に禁止する必要がある」又は「場所を限定して禁止する必要がある」と答えた方に、その理由をお伺いいたしました。結果は表の通りでございまして、「通行の邪魔になる」「街のイメージを損なう」「突然の声掛けが不快」という回答が圧倒的に多いという結果でございました。

次に4ページをご覧ください。一方で、「禁止する必要はない」と回答された方に、具体的にどういったことから規制する必要がないと感じるかという問い合わせに対しましては、「飲食店を探す際に便利」「値段交渉ができる」「良い店を紹介してもらったことがある」「街のにぎわいに必要」といった回答がございました。5ページ以降は、その他の記載ということで何かご意見がありましたら、ということでお書きいただいたものを全て載せてございます。これも大まかな分類はしておりますが、基本的には規制を望まれるような記載が多いという風に認識しております。参考までに、8ページに実際の調査票を載せてあります。当日の調査は、これを実際に街頭でご記入いただき、回収したものでございます。説明は以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。それでは、①から③までの内容につきまして、委員の皆様からご意見がございましたらお願ひいたします。

○桔梗委員

桔梗です。丁寧なご説明ありがとうございました。今ご説明いただいた中の資料2の部分ですが、調査実施対象の説明で、街頭での調査と伺いましたが、調査人数220人で男性105人・女性115人と、概ね1対1になるように工夫されたとのことです。が、実際声をかけた人数はどれくらいだったのでしょうか。教えてください。

○参事兼市民生活課長

申し訳ございませんが、具体的に声をかけた方が何名だったかについては、現時点で把握をしておりません。委託業者に対しても把握の指示はしておりませんので、今回回答いただいた方が220名であったということでございます。

○桔梗委員

確認でございますけれども、例えば母数が1,000や500であったとしても、こちらが求める数値（男性105・女性115）に抽出・調整されたものであるということでよろしいでしょうか。

○参事兼市民生活課長

今回は街頭での調査でございますので、抽出というよりは声掛けをしていって、目標とする200人という数に達するまで続けたということでございます。

○桔梗委員

資料に飲食店の客引き行為を受けた、見かけたことがある方が対象ということなので、声をかけた方全員が対象となっていないと思うので、それで先ほど母数についてお尋ねしたのですが、いかがでしょうか。

○参事兼市民生活課長

最初にお声掛けをした数、そのうちの幾つかは「客引きを見たことが無い」ということで外れてしまうのですが、その総数については、申し訳ございませんが私の方では把握しておりません。

○金会長

ありがとうございました。他にはございませんでしょうか。

○金会長

では続きまして、「④条例の論点整理について」、事務局から説明をお願いします。

○参事兼市民生活課長

では資料3-1をご覧ください。この資料は条例を検討するにあたりまして、論点となるべきものを整理したものでございます。資料の構成といたしましては、各論点と着眼点、この他に他都市の例ということでこれまでに条例を制定した主に政令指定都市を中心に、どういった書きぶりや規定となっているかを紹介する資料となっております。1. 目的ですが、「条例を制定する目的」ということでございまして、当然目的に従って規制の内容が定まってまいります。(2) の「現行法令とは異なる目的とする必要がある」という点でございますが、ご承知のように客引きにつきましては、風営法・宮城県迷惑行為防止条例・それから所謂ぼったくり防止条例と言われる法令におきまして既に規制されております。風俗営業は全面的に禁止されておりましすし、それ以外でも「しつこい客引き」等は禁止されております。ぼったくり行為についても同様でございます。

従いまして今回、新たに条例を制定するにあたりましては、当然ながらこういった目的とは異なるということが前提となります。同じ目的で規制するものが2つ作られることは法令上問題でございますので、今回はこれらと異なる必要があるというところでございまして、私どもの方でも、これは(1) にありますとおり、不快な声掛け、通行の妨げ等の現在では規制されていない問題への対応というものがこの条例の目的となってくるものと考えてございます。基本的には、他都市の例の記載をご覧いただくとお分かりの通り、同様の考えに基づきまして書きぶりは異なりますが、条例の目的とされているところでございます。次に、2番の規制行為でご

ざいます。どのような行為を規制対象とするのか、もう1点が業種を特定する必要があるのか、という点でございます。概ね他都市の例を見ますと、この表のとおりでございまして、新宿区が居酒屋・カラオケ・風俗営業といったものに限定しておりますが、その他の市におきましては、業種を限定せず、客引き・客待ち・勧誘・勧誘待ち、全てを規制の対象としているところでございます。続いて2ページをご覧ください。

規制の他都市の例でございますけれども、店舗や事業者が従業員に客引きを行わせるということも、規制しております。大阪市においては、自店舗前若しくは店舗が入ったビルの入口から1mの範囲であれば客引きは許されるという規定を設けております。3番目が、規制区域についてでございます。(1)にございますように、どの範囲を規制区域とするのか、「面指定」なのか、「通り指定」なのかというところでございます。他都市の例をご覧いただくと分かりますとおり、一般的には、客引きが多く人の往来も多い地域で禁止区域が指定されております。また、一体的な禁止区域ということで、多い地域の周辺も含めて規制するという例がございます。川崎市は面指定、京都市・大阪市は通り単位で指定しております。港区は全域を禁止区域としております。(2)でございますが、禁止区域の外側で何らかの規制を設けるかということでございます。これは、禁止区域外での規制をどう考えるかでございまして、名古屋市・大阪市はこの規制はありません。他方で、川崎市・京都市は努力義務ではありますが、「客引き行為等を行わないように努める」といった記載がございます。

次に、禁止区域指定の変更をどのように行うかですが、京都市・名古屋市は審議会あるいは学識経験者の意見を聴かなければならぬことになっており、また川崎市・大阪市は事業者又は居住者の意見を聴かなければならぬことになっております。次は4番の取締り・罰則についてでございますが、客引き行為に対する罰則を設けるかどうか、罰則を設ける場合はどのように罰するかということでございます。多くの都市におきましては、行政上の秩序罰といたしまして、5万円以下の過料規定を設けております。過料は刑事罰とは異なり行政が科す罰でございますので、市が行うこととなり、一般的な「罰金」と呼ばれる警察や裁判所等が関与することとはございません。また、自主的な改善を促すために、違反者にいきなり罰が科される訳ではなく、指導・勧告・命令等の段階的な措置を科しております。また、違反者だけではなく、違反者を雇用している法人等への罰・いわゆる両罰規定も設けられております。(2)の罰則以外に条例を遵守してもらう方法につきましては、氏名等の公表、店舗場所提供者への通知、事務所・営業所等への職員の立ち入り等を規定しております。

5番目は協働・連携ですが、実効性を高めるため、市民や事業者とどのように連携をしていく必要があるかという点です。京都市では、禁止区域外の商店街の責務として巡回・啓発などを自主的に推進する旨の規定を設けております。名古屋市では、規制区域は市民及び事業者等が客引き行為等の対策に協働して取り組む必要があるという書きぶりになっております。また、着眼点の(2)でございますが、警

察等の関係機関との連携の部分で、関係機関との情報共有が図られるよう、必要な規定を設けているということです。私からの説明は以上です。

○金会長

ありがとうございました。ただ今説明のあった論点を踏まえて、意見交換は後程行いたいと思います。資料上ご不明な点がございましたら、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○各委員 (特になし)

○金会長

それでは続きまして「⑤地域関係者の意見聴取について」、事務局から説明をお願いいたします。

○参事兼市民生活課長

では資料4をご覧ください。本日の地域関係者の皆様からの意見聴取の内容でございます。2の地域関係者に記載のありますとおり、本日は国分町地区安全安心街づくり推進協議会、仙台市中心部商店街活性化協議会から、資料に記載の関係者の皆様にご出席いただいております。1の流れでございますが、関係者の皆様からのご説明・ご発言が10分、これに関する各委員の皆様からの質疑応答が15分、1団体合計25分を予定しております。まずは国分町地区安全安心街づくり推進協議会の皆様、続いて仙台市中心部商店街活性化協議会の皆様の順番に意見聴取を行ってまいります。説明は以上でございます。

○金会長

それでは、意見聴取を始めたいと思います。最初は国分町地区安全安心街づくり推進協議会の皆様よりご説明いただきます。それでは、よろしくお願ひいたします。

○国分町地区安全安心街づくり推進協議会 (荒川氏)

「国分町地区安全安心街づくり推進協議会」の荒川と申します。私は国分町2丁目にある本櫛丁光櫛会町内会の会長として、当推進協議会の委員を務めております。また同時に部会であります客引き対策部会の委員も務めております。今日は、協議会から4名参加をしておりますが、私が代表してお話しさせていただきます。では皆様のお手元にお配りした資料を基に説明いたします。まず最初に、今日の大きなテーマは「客引き規制の条例化」ということですので、これに関する基本的な考え方について説明させていただきます。「客引き規制の条例化」というのは、多くの客引き対策のうちの手段の一つに過ぎず、条例だけでは殆ど効果はありません。むしろ条例化だけを行えば、他の地域の例から言っても状況が悪化する可能性が高いと思います。大事なことは、条例化をきっかけとして行政と地域がやるべきことを粘り強くやっていく

ことだと訴えたいと思います。報道等でこの客引き規制の記事を読みますと、条例化すれば客引き問題は解決するかのような主張が見られますが、実は条例だけでは何の効果もないということを、皆様の頭の中に入れていただきたいです。

次ですが、私は今から3年前の平成27年3月、日本で最初に罰則付きの規制条例を作りました大阪市を視察しましたが、大変なショックを受けて帰ってきました。その際に、仙台市市民生活課あてにレポートを提出しています。仙台市が条例化するにあたって考慮すべき問題点です。これは今でも変わりませんので、もう一度、皆様にお示ししたいと思います。1点目は、条例で禁止しても客引きを無くすということには実効性が低いこと。2点目は、条例で禁止すると、客引きの質の悪化が起きること、客引きが専門業者というプロに変わるということです。3点目は条例制定により警察官が取締りを行ってくれるだらうと思ったら、その実態は、条例を制定した自治体が人を雇用してパトロールをすることになります。警察官は取締りを行いません。従って、大変な金額の支出が必要になるという、以上3点をこの際指摘をしております。

次に、客引き問題を議論するにあたって、2つの基本的知識をおさらいさせていただきます。1点目はいわゆる「キャッチ」といわれる者を違法かどうか業態分類したものですが、キャバクラなどは風営法・宮城県迷惑行為防止条例で禁止されており、違法です。同様にキャバクラ等のスカウトも違法です。これに対し、これ以外の飲食店の客引きは、厳密に言えば午前0時以降及びしつこい行為は違法ということにもなりますが、基本的には違法ではないということになります。次にここが重要なポイントですが、客引きの種類というのは、その立場によって2つに分かれます。1つは店の従業員の客引き、もう一つは「フリー」と呼ばれる、店に所属しない「客引き専門業者」が行う客引きでこの専門業者はどういう商売かというと、客引きした客を店に連れて行き、店から手数料をもらうことをビジネスにしている、いわゆる「プロの客引き」ということになります。ここに国分町地区と書いてありますが、仙台市と読み替えてもいいかと思いますが、仙台市の場合は居酒屋系の客引きはほとんどが店の従業員です。それに対して風俗・キャバクラなどの客引きはほぼすべてが客引き専門業者になっています。キャバクラ系も平成18年に宮城県迷惑行為防止条例で禁止にしましたが、それ以前は店の人間が客引きをしていましたけれども、この条例化を行ったことにより、「フリー」に変わっております。

次のページに移ります。現在どのくらいの客引きがいるのか、その数を皆様の頭に入れていただきたいのですが、先ほど事務局から説明のあった6月1日の調査内容で、居酒屋系が最も多かった19時台と、風俗系が最も多かった21時台を抜き出したものです。19時台の居酒屋系の客引き数は107名です。一般にはこれにはカラオケも含みます。「違法ではない客引き」がカラオケの場合は21時台の数がピークになっておりますので、ピークは120名強の人数となります。キャバクラ・風俗系の人数のピークは21時台がピークで121名です。ということは仙台市内にはピーク時に違法及び違法でない客引きを合わせて240名強の客引きが立っていることになります。この数字を頭の中に入れておいてください。次に行きます。

仙台市市民生活課が昨年11月と今年の1・2月に他の自治体を視察した際、わが客引き部会も同行させていただき、客引きの話を聞いたり、状況を見たりしております。では、実際条例で客引きを禁止したら状況がどういう結果になったのか、下の方に数字を記載しております。墨田区は条例制定後も数は変わりませんでした。新宿区も同様です。あちこちの自治体で「いたちごっこ」が始まっており、これがキーワードとなります。先ほど委員長からもお話がありましたが、警察官が取締りをしていると客引きはいなくなります。他の都市でも同様です。そして、彼らは他の場所へ移動します。今は通信アプリ「LINE」などを利用し、客引き同士の通信等によりリアルタイムで取り締まり状況が把握できるので、パトロールの場所だけ客引きがいなくなるだけで、数をカウントすると何も変わらない状況が起こっています。川崎市では30%減となりましたが、目標値には届きませんでした。また、兵庫県神戸市、三宮地区でも30%減となりましたが、「客引きが減った」という実感は湧かなかったそうです。ただ京都市だけは3分の1程度まで減少したという結果になっています。次のページに移ります。

先ほどお話の出た取締りパトロールの実施状況と回数についてまとめたものです。ここでは、各自治体は税金を支出してパトロールを実施します。この人件費は、福利厚生費等の諸経費を含めると年間で1人当たり約400万かかるという実態があります。墨田区では6名採用ですから約2,400万円程度、川崎市は10名ですから約4,000万円、新宿区は5,000万円かけて、パトロールを実施しているという話を聞いています。次のページに移ります。

次は客引きの質についてはどう変わったのかというと、典型的なのは川崎市で、条例制定前は店の従業員による客引きと客引き専門業者の両方が存在しておりましたが、制定後は専門業者のみ存在している状況となっています。京都市の場合も同様の傾向が見られます。よって条例制定したところは、客引き専門業者に変わっているのが実態です。これは、店の従業員の客引きが多い、現在の仙台市の一一番町・国分町の状況とは大きく異なっている状況です。

条例化により、客引きの数は減らない、質は悪くなる、取締りのお金はかかる、となり、悪いことばかりなのかというとそうではなく、プラスの側面としてパトロールが実施されることにより地域の体感治安はよくなるという効果はあるという話も他自治体からは出ています。

以上のこれまでの話をまとめると、「客引きを条例で禁止しても、ゼロにすることは到底できない」、したがって「客引きを無くすことに関しては条例制定では殆ど効果がなく、また専門業者が台頭することで客引きの質は必ず悪化すること」、またプラスの効果として、「体感治安は改善すること」、またパトロールがあることであまりしつこい客引きはできなくなるため、「しつこさが勝負のスカウトは減少すること」が挙げられます。シンプルに一言で自治体の客引き条例化について申し上げれば、条例化はうまくいっていないということが言えます。次にいきます。

では、他都市と同様の客引き規制条例制定を行った場合、仙台の国分町地区はどうなるのかと。ここでいう「国分町地区」は、住居表示の地区ではなく、国分町2丁目

と一番町4丁目の区域と考えてください。まず、先ほど120名程度の風俗系客引きがいると申し上げましたが、いわゆる客引き専門業者・プロの客引きが120名、県外から進出してきている者は6グループあるとされています。先日、仙台中央署が今年客引きで逮捕した者がどのような者であったかの説明がありましたが、県外からの者が83%。残り17%の県内の者も、県外から来た組織に雇われた末端の者であるということになっています。そしてそれぞれのグループの背後に反社会的勢力と協力のある者が存在しており、こういった客引きが120人いるということです。一方で居酒屋系の120人の客引きは、現在店の経営者・従業員ですから、前述の者たちは居酒屋系の客引きには手を伸ばせない状態でした。居酒屋系については、料金トラブル等もほとんどありません。逆に言えば、キャバクラ系は「チラボタクリ」が多発しているという状態です。そこで、仙台市が他都市と同様に客引き規制条例を制定し、同様のパトロールを行ったらどうなるかということですが、当然ですが前述の120人の客引きグループは居酒屋系にも進出していくことになります。よく我々国分町地区の中で客引きの問題を議論すると、客引きの生態に詳しい連中から「なぜ居酒屋とキャバクラの客引きを分けるのか」という言い方をされますが、この2つは違法である部分と違法でないから店の人間が担当しているという実態ということになります。よって居酒屋の客引きが条例で「違法」とされれば、違法であるグループが担当することになりますから、極端なことを言えば、現在の居酒屋系の120人はいなくなるかもしれない。一方で、反社会的勢力の影響下にある客引きは、業態を拡げて居酒屋系に進出し、活動する時間帯も増え、一番町・国分町の広い範囲に同様の客引きが立つことになります。これまでより必要な人数も増えますから、中央署の表現でいわく「一般社会になじめない人間」を県外から仙台に呼び寄せて、これまでより多くの違法な客引きを担う者が160~170人規模で活動すると思われ、現在の人数よりは減るかもしれません、客引き専門業者・プロに変わるということが起きてくると思われます。次のページに行きます。

では、この「客引き専門業者」は何が問題なのか。一つは手数料です。一般的には20~30%程度と言われます。例えば4,000円の飲食で、フリーの客引きが連れて来れば交渉で5,000円だといわれることもあり、これが「チラボタクリ」ということにつながるんですね。また、プロになれば客引きがしつこく、強引になります。先ほどの市のアンケート調査で客引きがしつこいという意見がありましたら、他県からの転勤族の方に聞くと、仙台の居酒屋の客引きは「弱く、あきらめが早い」そうです。ですからこれがプロになればしつこく強引になります。これは、通行人に対してだけではありません。店に対しても同様になります。彼らプロは繁盛店と契約したいので、本来にぎわう客引きが必要ない店にも強引に契約を迫ることもあります。このような事例が他都市で起きています。それに他県から来る者たちですから、「この街を良くしよう」という考え方や街に対する愛情は全くありません。また、過料や罰金という話もありましたが、客引きは違反で逮捕されますと、だいたい50万円程度の罰金を払って出所してその夜には再び客引きとして街に立っています。彼らにとっては、罰金は商売上の「必要経費」です。何のペナルティにもならない。部会の中でもどうすれば

彼らは客引きを止めるのかと議論したことがあります、少なくとも即「懲役刑」にならなければ止めないだろう、と思っています。そして、店舗従業員の客引きに比べると、遵法意識が著しく低い。条例制定はビジネスチャンスとしか考えないでしまう。さらに、背後に反社会的勢力が控えていることが多い。これは暴対法上の組織だけではなく、いわゆる「半グレ」と呼ばれる犯罪者集団も進出してきているということが言えます。次のページに行きます。

視察した自治体を周って、どの自治体も憲法で認められている「営業の自由」を不当に制限したことにならないように、合理的に説明できるように考えています。資料は、大阪市と京都市の事例の説明文書です。まず、飲食店の客引き行為は、憲法上の営業の自由として認められた経済活動であると認めたうえで、これを尊重しつつこれを上回る理由があるときに制限することができるとしています。また、地域と合意した規制内容を地域の要望として実施することにより、営業の自由を不当に制限したことにならない、という文書です。これを、仙台市も条例を制定する場合にはこれを念頭に作成しなければならないということになります。従って、規制内容を市に一番強く述べができるのは、まさに客引きがたくさんいる国分町地区の我々である、ということになります。

ここまででは前提となる話を進めてきましたが、これを念頭に国分町地区としてどうすればよいかを次から話させていただきます。まず客引き対策部会設立から、ずっと話していることですが、客引き対策の目的は何か、規制条例を作ることは何なのかということですが、1つ目は「誰もが安心して歩ける歩行空間を作ること」。だから安心で快適ということが重要です。2つ目は「ぼったくり・プチぼったくり」といった料金トラブルを起こさせない、市民をこのトラブルから救うということ。そして3つ目は「中心部の路上を、所謂客引き専門業者のような反社会的勢力の資金源にさせない」これらが重要な目的になってくると思います。客引きをゼロにすることは難しい、このことを前提として当客引き部会は活動しております。次のページに行きます。

では、この目的を実現するには何が必要か、先ほど「お金がかかる」と言いましたが、やはり効果があるのは取締りパトロールしかない、これが重要であると。ただし、これまで視察した自治体と同じような条例制定、パトロールのやり方をしてしまえば、同じようにうまくいかないことになります。ですから、これらとは異なるパトロールのやり方をお願いしたい。まず1点目、「全ての客待ち行為者に声掛けをする。」これは、「客引き行為を止めろ」といっていたちごっこを起こすのではなく、全ての客引きに声掛けをしていく、そして情報収集をする。「お前はどこの客引きだ、問題行動はするな」というような注意によるコントロールを目的としてパトロールをする、飲食店の客引きはあまり追い込まないことが重要です。2つ目、いわゆる「客引き専門業者」に対しては「この街から立ち去れ」と明示すること。非常に大変な行動ですが、これをやってもらいたい。3つ目は、飲食店の客引きでも問題行動を起こすものはパトロールをするうちに分かってくるので、その店に対して立ち入り調査を行い、店の経営者に対して注意・指導・警告を行ってほしい、と考えます。そして重要なことは、これを実施するための市の予算確保を行うことです。パトロールを行う者の数・質・

内容、これが非常に重要です。条例とパトロールはセットです。条例制定のみでパトロールを実施しないことはあり得ません。条例制定は、多額の支出をすることと同義です。次のページに行きます。

ではどのくらいのお金がかかるのかというと、例えば墨田区は、錦糸町駅前300店舗のエリアを客引き禁止区域にしています。川崎市は、川崎駅東口駅前の600店舗の地域です。これで6~10人を採用しています。仙台市は中心部3,000店舗のエリアですから、このように考えると大変な人数の採用が必要となります。先ほど申しましたが、パトロールによって、市民が安心して歩ける効果が得られる、これを得るためにどのくらい必要かを考えると、40人くらいの採用となり、1人年間400万円費用がかかると考えれば、年間1億6,000万円くらいの予算を組まなくてはいけない。大阪市は、市民生活課の報告によると50%程度減少で、結構効果が上がっており、客引きはいますがやる気は満々であると。この維持には400万では足りず500万は必要で、この場合は毎年2億円必要になります。後者の大阪市は1億数千万、港区は年間3億円です。これを覚えていてください。では、我々国分町地区が主張するような、客引きへのインタビュー方式でのパトロールであれば、それほど多い人数は必要でないと考えます。初めは2チームで組むのはどうかと考えましたが、仙台中心部の客引き数の88%は国分町地区にいますので、客引きの数の割合に応じてパトロールする人の数と時間を配分を考えた場合に中心部商店街への対応配分も必要となり、そうなると3チーム必要かと。特に一番町4丁目のディズニーストア前は大きなポイントですので、そこは常駐チームを配置する。よって3チームにすると15人。1人400万円だと合計6,000万円、500万円だと7,500万円。これくらいのお金がかかります。よって条例化をするということは、仙台市はこのくらいの予算を毎年支出する必要があるということをご確認いただければと思います。次のページはまとめで、これからの方針についてです。

まず、先ほどの3つのポイントを踏まえながら、客引き対策の目的を明確にしてほしい。客引きゼロという実現不可能な目的の条例を作り、それに基づくパトロールを行えば、先ほど申しましたように視察先の各自治体同様にうまくいかない結果になります。そうではなくて、目的を絞って明確にし、その目的に対して実効性のあるパトロール計画し実施すること。このことを実現する条例はどのようになるのか十分考え、条例制定・予算確保を行ってほしいと考えています。さらに、必要な活動を粘り強く行ってほしい。1点目、宮城県条例の改正をアプローチしてほしい。市の条例はどう頑張っても行政罰なので、一方宮城県条例では刑事罰ですから、店の営業停止を命じることができるものとして条例改正をしてほしい。先ほど副会長から話のあった「無料案内所」については大問題です。コンシェルジュの話から風俗営業の案内所の話になりましたが、これは放置しておくと大変です。間違いなくこの条例の「抜け穴」になります。この案内所の規制を県にお願いしたい。これが必要になります。それから2・3点目は、当方の客引き対策部会において条例以外で、対策に必要なこととして話し合いを行ってきました。詳細は割愛しますが、お金がかかり難いことで、先ほどの数千万等の予算に比べれば微々たるものですが、こういうことも人件費削減のためにどうでしょうか、と思っていることです。4点目、地域の痛みを伴う自助努力。先ほど

の「条例の論点整理」でもありましたが、どこの街も自分たちで自主パトロールをしているが、これだけやってもうまくいかないので、条例を作り、パトロールの人物費支出をお願いする、こういう条例制定へのアプローチになっています。これは、仙台市の我々地域住民としてはまだまだ足りないかなと思っています。大変ですけれども自主パトロールはする必要があるということ。あとはテナントの業種規制について。国分町地区でいえば、風俗案内所。これはとにかく出させないようにしなくてはいけない。運営側は「募集家賃の2・3倍は出しますから、貸してください」と言ってきます。これを出させないように自主規制をするべきであると。怖いのはこのまま条例制定すると抜け穴になりますから、もしアーケード内に出されたらおしまいだと思っていますので、この点もよく考えていかなければと思っております。テナントの自主規制では、京都市の河原町で聞いた話ですが、「客引きを呼ぶ業種」があると。国分町通の脇に1本入って平行に走る路地でいわゆる物販のようなアーケード街の商店街ですが、客引きを呼ぶ業種は入れないと。その一つは「アミューズ」。ゲームセンターを1階に入れたら、客引きは立ちやすくなる。だからゲームセンターは1階に入れない。2つ目は酒を飲ませることを目的とした店は入れない。つまり、観光に来た客が、風情を楽しみながらお酒を楽しむなら構いません。酒を飲むことだけが目的の店ならば、自主規制しています。今のアーケード街には「スポーツバー」と呼ばれるお店があちこちにあります。一番町4丁目にできた1件のスポーツバーは、客引きが立つエリアを広めました。それまでは広瀬通から虎屋横丁までの範囲が、客引きが立つエリアでしたが、今ではこのスポーツバーのところまで客引きが立っています。同じように大町にもスポーツバーができましたが、今後時間をかけて、そのスポーツバーを出た客目当てのキャバクラの客引きが立つようになるのではと私は懸念に思っています。そういう形でそれぞれの地域が客引き対策のために業種規制をしていくことが重要なと思っています。次のページに行きます。

視察をしますと、どこの自治体も「路上喫煙防止条例」を作っています。仙台市は、一部の地域での歩行喫煙禁止条例ですが、他は全て路上喫煙防止条例です。これは物凄い効果があります。この条例は客引き対策の上でも有効です。先ほどのアンケート結果でも、客引きの路上でのたばこのポイ捨てと喫煙は問題になっています。これを仙台市もぜひ条例化していただきたい。では、最後です。

「客引き専門業者のビジネスを許さない街へ」ということで、飲食店と客引き専門業者の客引きを同じように扱うと、他都市のように客引き専門業者を利することになります。従って、我々が一番考えているのは、県外から進出してきてる客引きグループに仙台から去ってもらうこと、これが一番の課題だと思っています。これを行うために、これまでの他の地域ではありませんが、路上での客引き専門業者のビジネスを明確に禁止する文言、これを条文に盛り込んでいただけないかと考えています。飲食店と専門業者の客引きを明確に分けることが必要です。これをお願いして、私からのお話しを終わります。ありがとうございました。

○金会長

ありがとうございました。ただ今、の国分町地区安全安心街づくり推進協議会の皆様からご説明がありましたが、これに関して委員の皆様からご質問・ご意見がありましたら、お願いいいたします。

○佐々木好志委員

詳細なご説明、ありがとうございました。1点ご質問ですが、現在でも違法とされている風俗営業店の客引きとスカウトに関してなのですが、現在その関係でパトロールや取締りがどういう状況になっているか、ご存じであれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国分町地区安全安心街づくり推進協議会（荒川氏）

これまでの考え方というのは、我々の協議会はあくまで警察行政とは離れたところを担当しなさいと言われていましたので、違法な部分は警察へお任せしなさい、という考え方でした。今、宮城県警の方で、仙台中央署の歓楽街対策課が、週に1回はこの風俗系の客引きの取締りを警察官と分からぬ格好をして街を歩き、客引きの誘いに乗り現行犯逮捕、という形で取締りを行っているという風に聞いております。

○金会長

ありがとうございました。他にござりますでしょうか。

○原委員

全く素人なので教えていただきたいのですが、客引きの実行者と客引き専門業者の雇用関係はどのようにになっているのでしょうか。

○国分町地区安全安心街づくり推進協議会（荒川氏）

その内部関係までは、我々ではつかめません。あくまでも反社会的勢力の中での話なので、いわゆる経営層と末端の客引きをしている者がどういう関係にあるかまでは、情報としてつかめておりません。

○佐藤重子委員

先ほど専門業者の客引きの83%は県外から、17%は県内というお話をありがとうございましたが、前回の会議の中で、学生が違法なのかそうでないのかよくわからずに客引き行為を実行してアルバイト料を貰っているのではないか、各大学内で口コミで「いいアルバイトがある」といって何も知らずに違法行為に加担しているのではないか、という視点で話が出て、客引き専門業者に関する話は殆ど出なかつたのですが、今回のお話の中でもたくさん話が出ました。その辺についてのお話しをお伺いできぬでしょうか。

○国分町地区安全安心街づくり推進協議会（荒川氏）

学生のアルバイトについては、仙台の場合は飲食店の客引きを行っている場合が殆どです。学生の場合、店との雇用関係、時給〇〇円ということでアルバイトをしている。そのことが違法かどうか分かっていないということは、先ほどご説明しましたが、午前0時以降の客引きは風営法で禁止されているため違法です。あるいはしつこい客引きは違法です。学生でこの辺まで理解している者は少ないだろう、ということが一つのポイントだと思います。あと、専門業者の方は、警察の言い方をすれば、「一本社会に馴染めない人間を集めている」という言い方をしていますので、今回客引き規制が条例化されれば、当然街に立っている居酒屋系の学生アルバイトにもスカウト行為をするのではないか、という懸念は持っています。今、仙台市が実際に条例化するという報道がなされていますので、現場ではすでに変化が起きています。これまで国分町の中にいた客引き専門業者が、一番町まで出始めています。それで居酒屋系の客引きに対して、「お前たちはもう活動できなくなるよ、俺たちに任せらしかったんだよ」という趣旨のことを話して、彼らをコントロールしようとする動きが出ています。先ほども話がありましたが、女性は客引きの勧誘の中を歩きにくいという感覚がありますが、飲食店の客引きであれば問題なく歩けていた人たちが、一番町まで専門業者の客引きが出てきたことにより、「商店街を歩きにくくなつた」という苦情が出ているという話は聞いていました。立っている客引きが変わってきているということです。

○国分町地区安全安心街づくり推進協議会（阿部会長）

私は、本協議会会長の阿部と申します。ただ今のご質問に関してですが、今まで我々の協議会では数年にわたって会員と話し合いを行ったり、パトロールを実施したりしながら調査・研究を行い、本日ご報告をさせていただきました。やはり客引きがプロに変化していることがあります。プロは、普通の会社と同じように転勤するんですね。大阪から、札幌すすきのから来たと、顔が割れないように全国を巡回しています。また、業者にも幾つかの系列があり、それぞれが全国を巡回しているため客引きがお互いに顔を知らず、客の奪い合いになり、争いが起きる。現在でもしばしば客引き同士のトラブルが報道されることがあります、我々もこのような事態を恐れています。そのような事態にならないよう対策を講じていただくことを我々としても希望しております。

○佐々木廣美委員

この話を聞いておりますと、過去に国分町で起きた出来事が2つありました。一つはピンクチラシの問題。あれも大変でしたが条例化して結局根絶されたと。それから違法駐車対策、これも大変でしたが、完全とはいきませんでしたが効果がありました。これらの効果があった部分についてまとめ、ハード面とソフト面、条例化と予算で、こういった問題も解決に至ったと思いますので、これらをまとめた対策について、今後期待しております。

○国分町地区安全安心街づくり推進協議会（荒川氏）

あまり言いたくないのですが、ピンクチラシは、実は条例によって無くなつたわけではありません。1999年に風営法が改正されまして、派遣型性風俗店、所謂「デリヘル」が合法となりました。ピンクチラシのデートクラブとデリヘルはほぼ一緒です。合法化により、出版物の発行が可能になったこと、もう一つはその時代にインターネットの爆発的普及が起きたことにより、ピンクチラシが広告媒体としての競争力が無くなり、街から消えたということが実態です。このピンクチラシは国分町だけじゃなく全国各都市でも同じような問題が起きておりまして、各都市においてなぜピンクチラシが無くなつたかという説明を聞くとこの答えが返ってきますから、仙台も同様だということを皆様にご認識いただきたいと思います。その際は、ピンクチラシ撲滅で皆さん一生懸命頑張ったのでその成果が得られたことは間違いないですが、直接的な理由は条例制定ではないということを、ご理解いただければと思います。

○金会長

ありがとうございました。私からもよろしいでしょうか。国分町地区安全安心街づくり推進協議会の荒川様のご説明の中で、「条例化だけを行えば、状況はより悪化する可能性が高い」とは非常にインパクトのあるお話しでした。また、悪質な専門業者の排除に関して現在店の経営者や・従業員の客引きがいることで、実は客引きの質の悪化、悪質な専門業者の進出を防ぐ「セーフティネット」となっていることにも大きなインパクトを持ちました。

○国分町地区安全安心街づくり推進協議会（荒川氏）

まず最初のお話しですが、大阪市が全国で初めて罰則付きの条例制定を行いましたが、それ以前にも、東京23区のうちの幾つかの自治体が罰則規定なし、パトロールなしで条例を制定しています。ですが結果として、例えば新宿区・歌舞伎町では条例化した翌年に、ぼったくりの件数が以前の4~5倍に増えたそうです。歌舞伎町ですら、条例化のみでパトロールを行わないところになっているので、結果がはっきりわかるということを言っております。2点目については、国分町の中のいろいろな方から聞き取りを行い、あるいは視察した自治体の状況を見ていると、間違ひなくこのようなことが起きることが分かる、ということです。

○金会長

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

(以上で質問なし)

では無いようですので、国分町地区安全安心街づくり推進協議会の皆様、ありがとうございました。引き続きまして、仙台市中心部商店街活性化協議会の皆様よりご説明いただきます。では、よろしくお願いします。

○仙台市中心部商店街活性化協議会（山崎会長）

それでは、まずご挨拶をさせていただきます。私どもは、仙台市中心部のアーケード街を中心とした商店街の協議会でございます。8つの商店街で協議会を起ち上げてから2年ほど、正式な活動をしております。ただいま、国分町地区様の貴重なご意見を傍で伺いまして、やはり長い間特化した問題でご苦労をなさったエリアだということを個人的にも強く感じました。ただ、私どもからお話しさせていただきたいのは、皆様も感じていらっしゃると思いますが、商店街のイメージは飲食業だけではなく、私どもは昼の時間帯の物販を中心としたエリアの機能を持っております。当然そこに、飲食業・サービス業があり、8つの商店街の非常に広いエリアでの活動を行っております。本日はそのうち、私どもの委員会で安全安心、客引きの問題の契機として活発な討論をいたいただいております、その委員長の名掛丁の安住さん、国分町さんからも再三お話が出ましたが一番町4丁目商店街の白津さん、本協議会の事務局を担っている石井さん、以上4名でご対応いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○仙台市中心部商店街活性化協議会（安住部会長（名掛丁商店街振興組合理事長））

それでは、説明に入りたいと思います。ただ今山崎会長から話がありましたとおり、本協議会に「安全安心特別部会」を昨年9月から設置いたしまして、この客引きに対して討議をしてまいりました。本協議会は、中心部の活性化を大きなテーマとして活動している団体ですが、この客引き対策というものは、アーケード商店街共通の課題であるとの認識のもと、これまでアーケードの6商店街がそれぞれ独自の対策を講じてきましたが、根本的な解決にはならないということで、本協議会で検討してほしい、という要望で受けてまいりました。私は、その部会長を務めております。

客引きの問題点についてということで、お配りの資料に書いてある通りなのですが、商店街の通行客の目的は先ほど会長の山崎からも説明がありましたとおり、アーケードというものは多様でございます。もちろん飲食もあるのですが、占める割合は非常に少ない。やはり買い物や通勤・通学などいろいろな部分で利用していただいているが、それにもかかわらず飲食店の客引きが、飲食を目的に来ている方とそうでない方に声をかけるのでは、印象が全く違ってくると思っております。

2番も同じようなことですが、商店街を通行している個人のパーソナルスペースに無理やり割り込み、必要でないものを突きつけてくるという客引きは、非常にしつこくて迷惑である、というクレームが時折商店街事務所に寄せられていることも事実です。3番目も同じように、アーケードは公道であり、営業活動は禁止されております。例えば、皆様はご存じでないかもしれません、私ども商店街の者でもアーケードの中を自由に使えません。独自のイベントを開催したいときは、警察又は行政の許可が必要です。ですから、そのアーケードの真ん中に立って通行の妨げになったりすることは商店街としても非常に迷惑を被っておりますし、地元の商店が真面目に営業しているところが、客引きによってお客様を他の店に取られてしまっていることも事実です。そういう意味で商店街のルールを無視してやっていると。我々もイベント開催の

際は警察や行政に道路使用申請を行い、許可を得て実施しています。商店街事務所も同様です。なお、営利目的では、商店街ではアーケード使用は許可しておりません。公共的な使用目的であるときのみ、使用的許可申請を行っている状況です。

続きまして4番ですが、商店街で営業する店舗のお客を言葉巧みに商店街の店舗ではない店に誘導する客取りと、これは商店街の店舗から事務所にも何度かクレームが寄せられました。と言いますのも、商店街の店舗はだいたいビルの中ですから、そこへ入っていこうとするお客様に対して言葉巧みに、例えば「この店舗は満席ですから系列店にどうぞ」というような声掛けでお客様を取ってしまい、本来予約をしている商店街の店舗が非常に迷惑を被っていることがございます。これを俗に「客取り」と我々は言っていますが、うちの商店街でもそういう問題がありまして、各店舗からも「商店街として対応できないのか」と要望・クレームが何回か来ております。それから5番目は資料記載のとおり、客引きをしている人間が好き放題といいますか、飲み食い・喫煙を行い商店街の外観を損ねているということになっております。

それから、私どももナイトパトロールを実施しております、私は「名掛丁商店街」という駅前に一番近い商店街の者ですが、駅前の交番の方と連携し、客引きをしている者に客引きを止めてほしいという声掛けと、その該当店の責任者に対し、客引き行為は商店街にとって迷惑であるのでやめてほしいという呼びかけを何度か行いましたが、現状で罰則も無く、我々もお願いのことしかできないという大きなジレンマがありました。ですから、何とかできないかと。県の迷惑行為防止条例でしつこいという規定がありますが、「しつこい」という表現も非常に抽象的ですのでどの程度が悪いのか、適用に関して明確な表現がないため、商店街としても不安です。それから7番目ですが、私たち中心部アーケードは6商店街（中央通りに3つ、一番町に3つ）から構成されており、事務局は午後5時で終了するわけですが、それ以降に発生したトラブルについては、その場で商店街としての対応ができないため翌朝以降、警察等から内容の詳細を聞いているということです。

このような問題点を資料に箇条書きで挙げておりますが、アーケード商店街としてはこのような客引き行為はぜひ止めていただきたいですし、やはり私の名掛丁商店街も先ほどの客引きの実情の資料を見ますと、随分減りました。これは、我々も自主パトロールを行って商店街の店舗には客引きを止めてほしい、迷惑であると伝え、また大家さんからも伝えてもらった成果がありますが、現在客引きをしている者はアーケードの外から来て、通行人に声をかけているということが現状でございます。ですからアーケード商店街といたしましては、あくまでも我々の目標は、「客引きをゼロにすること」です。アーケードを訪れる方は飲食以外の目的の方が多いですので、そういう方々が安心して通行し、親しみを持っていただける商店街にしていきたいと思っております。今回の条例制定につきましても、内容をしっかりと作っていただきたいと思っております。以上でございます。

○仙台市中心部商店街活性化協議会（白津部会員（一番町四丁目商店街振興組合常務理事））

一番町四丁目商店街の白津と申します。客引きについては、6年前くらいから取り組みをしております。客引き行為は大きな問題と考えており、商店街の内部アンケートでも組合員の8割の方が迷惑であるというような結果も出ております。私は商店街の環境対策委員会の委員長も務めておりますが、その委員会で月2~3回、夜間のパトロールを行っています。私が一番歯痒く感じているのは、「客引き・客待ち行為は駄目だ」と客引きをしている者に言えないことが問題点であり、先ほどの安住部会長からもありましたが商店街の組合員には言えますけれども、組合員以外には、駄目だと伝えて「あんたは誰なんだ」と言われてしまい、また強制力がない現状では、どんなにパトロールをしても何もできず、事態を解決できない状況です。ですからまず、客引きは駄目だと言える基準となる一線を制定した上で、今後の様々な活動を行っていかなければと思います。3年前にガードマンを雇って夜間の巡回をお願いしましたが、結局巡回だけに終わり、客引きの数は変わらず、客引き行為を見ているだけで注意もできない。客引きされた方が迷惑だと言えば何か注意などもできるかもしれません、客引きの話を聞いているだけでは結局注意できない。客引きは素知らぬ顔をしてその場に留まり続ける。こういったことが、これまでの活動の中で一番ジレンマを感じ、又不甲斐ないという思いです。組合員からも何とかまず条例を制定して、その中で今後の活動を行っていこうという意見は出ていますので、ぜひこの条例化をしていただきたいと思っております。2つ例を挙げさせていただきますが、以前商店街としての活動の中で、客引きがひどいので何とかしてくれ、という声を客引きが多い場所のすぐ側の店舗から話をされました、前に述べたように規制活動ができないという現状が続き、その店舗は結局半年で店を閉めてしまったということがありました。また、一番町四丁目の客引きが多く出る場所の斜め向かいに楽器店がありますが、そこではピアノ教室を開いており、そこに通う子供たちが帰る時間帯・午後8~9時くらいの時間帯に教室を出ると客引きが大勢おり、それが怖いと思っている子供たちも多くいますし、その子供たちの何人かは、実際に客引きが多い場所を迂回するようにして帰路につく人もおります。そういう状況ですので、客引き行為自体を止めさせること。国分町地区の方でも話がありましたが、現状が今後どうなるかは分かりませんが、まず一つの基準となる条例化をぜひ実施していただきたいと思っております。説明は以上です。

○金会長

ありがとうございました。ただ今、仙台市中心部商店街活性化協議会の皆様からご説明がありましたが、委員の皆様からご意見・ご質問などがございましたら、お願いします。

○西條委員

西條と申します。私は前回会議の際も発言いたしましたが、やはり需要と供給のバランスで考えたときに、利用するお客様がいるから客引きがいるということで成り立っているのではないかと思うのですが、商談と言いますが、路上で客引きと話しをし

てこれを利用したらペナルティ・強制力を科すというように、お客様の側にも何らかの規制をかけたら、供給（客引き）は減るのではないかと思っております。ですので、ずっと客引きだけに関する話し合いがこれまで続いてまいりましたが、お客様が利用しないような仕組みを、条例化に伴って作っていくべきではないかと思っております。以上です。

○仙台市中心部商店街活性化協議会（安住部会長（名掛丁商店街振興組合理事長））

ただいまのご発言は、ご意見ということでしょうか。私どもとしましては、そういう仕組みを作っていただけならなお良い、と思っているところです。

○金会長

ありがとうございました。他にはございませんでしょうか。

○渋谷副会長

特に意見というわけではないのですが、この間の視察の際に感じたことを1点、ただ今のお話を聞いて思い出したことがあるのですが、先ほどお話しがあった客引きが多く出る場所で、仙台市の担当の方がジャンパーを着て、1名ずつ交替で「客引きは違法」と通行人に自動音声を拡声器で呼びかけているところに出くわしましたが、呼びかけを行っているすぐ側で、何人もの客引きが平然と通行人に声掛けを行っていました。取り組みに全く効果がないようなその光景を見て、情けないと思うくらいの状況でした。客引き側は、これらの呼びかけは効果がないと見切っていて、条例などの規制がないのだから全く気にしなくて良いと思っているわけです。商店街の皆様のお話を聞いていて、規制条例制定により現状が完全に良くなるわけではないかも知れませんが、改めて対策の第一歩として、条例制定を行うことは必要であると感じました。

○金会長

ありがとうございました。他にはございませんでしょうか。

○仙台市中心部商店街活性化協議会（安住部会長（名掛丁商店街振興組合理事長））

今のお話に関連して、一言よろしいでしょうか。私は本協議会の副会長で、名掛丁商店街振興組合の理事長も務めています。名掛丁商店街は、一番仙台駅に近いアーケード商店街です。我々は、組合の主要役員と仙台駅前交番の署長・署員の方と合計6名の編成で、何度かナイトパトロールを実施しました。現状では名掛丁商店街に関しては、客引きの人数は減っております。パトロールの際には、警察の方より指導書を出してもらい、店舗側に指導を行いました。以前は商店街内のいくつかの店舗も客引きを行っていたのですが、商店街として店舗のビルのオーナーにも声をかけて、店子の店舗の客引きを止めさせてほしいという要望も出しました。その結果、名掛丁商店街は客引きが随分減りました。現在いる客引きは、商店街外部からの者です。渋谷

副会長さんがおっしゃったように、規制する条例がないため、商店街内では何とか店舗事業者にお願いし、客引きをしないことを殆どの店舗はルールを守って営業してもらって、商店街内部は客引きを減らすことができましたが、外部から来た客引きには、我々では対応できないということが現状でございます。以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。他にはございませんでしょうか。

○桔梗委員

桔梗です。貴重なお話しをありがとうございました。先ほどの国分町地区の方々のお話しの後に、市中心部商店街活性化協議会の皆様にもお話しいただいて、地域によって課題が随分違うものだ、と感じております。昼と夜の商売、飲食店とそれ以外の商売。私も仙台育ちですから、一番町あたりには、雑貨や洋服などの買物によく出かけておりますが、以前と街の様子が少し異なり、歩きにくくなつたと感じておりました。今の私の主観で申し上げますと、皆様のご意見はペーぺーでまとめていただいておりますが、4項目までは「営業妨害」だというイメージを受けました。その営業妨害というものが客引きの問題だということになっていて、その問題が分散化すると、先ほどの国分町地区の皆様のお話しにもありました、商店街組合への加入・未加入こともあるのかもしれません、店舗同士の営業行為・お客様の奪い合いをしているという風に個人的には感じました。商店街内部のお客の勧誘行為については商店街事務局の啓発活動等の協力によって鎮静化した、とただ今聞きましたが、先ほどの国分町地区の皆様も、市中心部協議会の皆様についても、地元の店舗の方々への対策に関してそれぞれの違う現状があるにしても、共通しているのは、今後はプロの客引きへの対策が課題となってくると思いました。そこで、プロの客引きが増えてきて、強硬に客引き行為を行うとなると、先ほどの国分町地区の方の話では、単に条例化ではプロの客引き活動を抑えることはできないとおっしゃっていましたが、そのことに関して、皆様はどのようにお考えでしょうか。

○仙台市中心部商店街活性化協議会（山崎会長）

私は、国分町地区の皆様がおっしゃる条例化の限界というものは、同じく思っております。ただ、立ち位置が若干異なりますのは、冒頭に申し上げましたとおり、商店街というものは、決して組合員である店舗の営業を担保する意味で、ここで推しているわけではありません。我々が一番大事なのは、我々の商店街に来ていただいている市民・消費者の皆様にとって、商店街にどういうイメージで買い物をする動向に結びついているかということを、第一に考えております。私が一番懸念に思うのは、客引きの出現によって、昼の顔と夕方・夜の顔が随分違い、悪いイメージが風評となって定着してしまうことに、非常に危機感を持っております。一方で、我々は6つの商店街で700店舗あまりの組合員さんが加盟しております。よって、組合内でも様々な考え方方が生じますが、組合内部においてはそれぞれの組合の中で、啓蒙活動をして客引

きをしないことにご理解をいただくということができますが、最大の課題は国分町地区さんもおっしゃったようにプロの集団への対策です。私の方はクリスロードを管轄しておりますが、その2か所の地点でプロの客引き集団が目立ってきております。我々の方でも有効な対策をとるため、条例という一つの道がほしいと思っております。ただその先に、国分町地区さんがおっしゃったように、その実効性を高めるためには様々な工夫、場合によっては直球だけでなく変化球的な解釈も付与してもらうよいと思っております。

○金会長

ありがとうございました。時間も押しており、この後の意見交換の時間も用意しておりますので、これで一旦閉めさせていただきます。仙台市中心部商店街活性化協議会の皆様、ありがとうございました。

以上で、意見聴取につきましては終了といたします。

○金会長

それでは「⑥意見交換」に移ります。これまでのご報告や論点整理、地域の皆様の意見聴取などを踏まえまして、改めて皆さんからご意見を伺いたいと思います。ご意見がある方はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○金会長

それでは私の方から発言させていただきます。今までのお話しの中から、自主パトロールの話ですか、あるいは公道の場で営業活動を禁止しているにも関わらず客引き行為を行っているとか、そういう話も出ました。宮城県警察本部の赤間様にオブザーバーとしてお越しいただいておりますので、差し支えなければ、警察の関わりの範囲ですか、その辺についてご意見を伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○赤間経済調査官

宮城県警察本部の赤間と申します。ただ今の会長のご質問の関係ですが、警察の方でも客引きに関して風俗系の「黒服」のキャッチに対する取締りは行っているのですが、私たちの努力不足もあるのかもしれないですけれども、これに関する報道がなかなかされないという現状があります。客引きの摘発等の際に報道がなされれば、広く県民・市民等に知りていただけるのですが、そういうことが少ないうちあります。ただ、それ以上に客引きの連中は摘発されないよう巧妙に手口を変えており、そういう者は所謂客引き専門業者「フリー」、店との雇用関係が全くない者たちです。以前は、例えばあるキャバクラ店があり、その従業員が客引きを行うということですと、店側の処罰も可能でした。それは、「風適法」という法律があり、そのような対応が行えたのですが、今はその風適法の網の目をかいくぐるような形で、「私は（摘発者）は店とは契約関係がない」ということ（フリー化）で、摘発を逃れている。その連中がいわゆる「プロの客引き」と呼ばれていることが実情としてあります。先ほど

の国分町地区の皆様の資料にも、このようにして「客を引いた店側」にも罰則規定があるべきとの指摘がありましたが、私もそういう規定があつてもよいと思いますが、では今すぐその部分を仙台市の条例化に反映できるかというと、それはすぐにはできないと思いますので、取締りの関係で今後前向きに考えていきたいと思っております。

もう1点は、施策面（パトロール）の方ですが、これは警察独自というよりも、各商店街や仙台市とともに、様々な対策の中での相乗効果を狙って実施しているものです。ただ、欠点としましては、制服姿でのパトロール効果は大きく、警察として24時間パトロールを行えればその効果は高いと思いますがそれは難しく、そうなると客引きはパトロールが去るとまた出てくるという、警察としても非常に歯痒い状況で、永遠の課題です。ですが、なるべくそういったパトロールしている姿を彼らに見せる時間を割くことは必要と考えており、今後も検挙面と施策面で対策を進めたいと思っておりますが、対策に工夫をしないとこの客引き問題は解決しないと思います。昨年、私は仙台中央警察署で刑事官という職を務めており、刑事部門と生活安全部門の両方を担当しておりました。その中で、両方部門の施策面での取り組みとして「キャッチバスター作戦」でD.J.ポリス的なことを実施しましたが、一定の効果はあるものの即効性ではないので、今後さらに警察として対策が取れる部分、仙台市には実施できなくて警察で実施できる部分として今後何ができるか、更に知恵を絞って考えていきたいと思っております。私からは以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。他にはございませんでしょうか。

○金会長

先ほどの話で、商店街の中には音楽教室ですとか、子どもたちが通う場所もかなりあると伺いました。子どもたちが安全・安心に通うことのできる対策など、何か委員の皆様からご意見やご質問はございませんでしょうか。

○相澤委員

相澤と申します。この客引き関係のトラブルについて、これには高校生などの子供たちが巻き込まれるようなケースはあるのでしょうか。

○赤間調査官

私が昨年仙台中央署に勤務していた際は、実際に子供たちがトラブルに巻き込まれたというケースは聞いておりません。ただ、一番心配されるのは、大学生が居酒屋のアルバイトで客引きをしている点です。これは警察の方でも、大学での様々な防犯講話などで注意を呼びかけたりですとか、あるいは各大学の学生課などにもお願いして、アルバイトは自由だが、客引き行為が違法となることに注意するように話をしていますが、若者がそういったことを知らずにアルバイト業務に従事し、客引き行為を行つて摘発を受けてしまうことが非常に心配です。特に18歳を超えた専門学校生・大学生

が巻きこまれることが懸念されております。最近、仙台中央警察署管内で全国チェーンの大手居酒屋が午前3時頃にアルバイトの未成年に客引きをさせて検挙された事件がありましたが、この未成年は大学生でした。結果として検挙されてしまったわけですが、この方に事情を聞いたところ、「居酒屋のアルバイトに従事するのは初めてで右も左も分からなかった。勤務先の店長に言われるまま、自分が深夜時間帯に客引きをしていいのか悪いのか、でさえも分からなかった」という話でしたので、そのことを踏まえ、店側の法令順守の指導徹底と、従事する学生側にもそういうことに気をつけなければならない、と呼びかけていくことを引き続き行っていきたいと思っております。以上でございます。

○相澤委員

私の知り合いに、ごく普通の真面目な子供さんを持つ、しっかりした家庭の方がいるのですが、子どもさんが高校生の時に「うちの息子がキャッチのバイトをしている」とお話しされていたことがありました。その発言に以前から違和感を覚えていたのですが、学生の間でも一般企業の店舗で、かつ店長さんの元で行う業務ということであり危機感を持たず、それが学生間で口コミで拡がっていくことが怖いと思っております。客引き行為に関する注意喚起は、大学だけではなく専門学校生・高校生にも広げていただくと良いのではと思いました。

○金会長

ありがとうございました。他に何かございませんでしょうか。

○金会長

また私から1点よろしいでしょうか。先ほど、客引き行為自体を駄目だと言えない、止めさせることができないもどかしさがある、ということをおっしゃっておられましたが、最近の事件で新幹線の中で突然切りつけられて、止めようとした方が亡くなってしまうというような悲惨な事件がありました。止めに入ると殴られるんじゃないかな、と思う方も多いいると思います。その辺について、どのように対処したらよいかご意見や、あるいは警察などではこのような指導を行っているとか、そういうことについてご発言できる方がいらっしゃいましたらお願ひしたいのですが。

○参事兼市民生活課長

先ほど、一番町四丁目商店街の白津さんが、ルールがない中で個々の活動に限界があり、声を掛けようにも難しさがあるということをお話ししており、他方で金会長からありましたように、ルール、条例ができてそれを守らせようとしたときに、場合によってはそのようなリスクがあることも確かでございます。従いまして、私どもで考えておりますのは、定められたルールというものを、罰則を設けるのかどうかということもありますけれども、きちんと守らせていくということを行政・警察が中心になって行うということでございます。その上で、地域の方には、ルールができるわけで

すので、先ほど商店街との話もできましたし、お客さんに対して働きかけを行っていくにあたりましても、ルールがない中では、「なぜ自由に交渉することがいけないんだ」ということになりますが、ルールがあれば、そういう面での地域の活動ができるようになると思っております。ですので、我々の方で考えておりますのは、直接的な取締りは行政側で行い、「客引きはルールとして駄目だ」という啓発的なことですか、地域全体としてこうした雰囲気を醸成していくというようなことは、地域の方々を中心に、我々行政・警察も協力しながらその取り組みを進めていくということを考えております。以上でございます。

○金会長

皆様から貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。それでは「⑦今後のスケジュールについて」、事務局より説明をお願いいたします。

○参事兼市民生活課長

資料5をご覧ください。今後のスケジュールでございます。来月8月には、第3回目の本推進会議を予定しております、例年、前年度の安全安心街づくり基本計画の取り組み状況・空家等対策計画の取り組み状況についてご報告し、ご審議をいただく予定でございます。9月には、第4回目の会議の開催を予定しており、この際は本日のご意見を踏まえまして、私どもで客引き規制条例の中間案を取りまとめまして、会議の場でご説明し、皆様からご意見をいただく予定でございます。その後の流れでございますが、この中間案につきまして9月下旬よりパブリックコメントで広く市民の皆様からご意見をいただく手続きに入り、その結果等を踏まえまして、条例の最終案を取りまとめ、現状では12月に開催されます市議会第4回定期会に条例案を提出する予定でございます。スケジュールについては以上でございます。

○金会長

ただ今事務局より説明がありましたが、これまでの説明内容につきまして委員の皆様からご意見などございましたらお願ひいたします。

○桔梗委員

桔梗です。ただ今スケジュールについてご説明をいただきましたが、今の客引きの問題については、客引き規制条例の中間案を9月に会議に出されるという内容ですが、これは条例案だけの審議になるのでしょうか。それとも客引きの対策に関する審議になるのでしょうか。

○参事兼市民生活課長

ありがとうございます。9月の会議では、まず条例中間案についてご説明をし、委員の皆様よりご意見を頂戴いたします。ただ、先ほどから国分町地区の皆様などから出ておりますけれども、条例だけではなく、どのように運用していくのか、どういう

取り組みを行うのかが重要でございますので、その点についても当然ながら私どもの
ある程度の考えについてお示ししたいと考えておりますし、それに関するご意見も頂
戴したいと思っております。以上でございます。

○金会長

： ありがとうございました。以上で予定された協議は終了し、(2)「その他」に入ら
せていただきます。委員の皆様や事務局から何かございますか。

(各委員・事務局からは特になし)

○金会長

： では、何もないようでしたら、これにて議事は終了となりましたので議長の職を解
かせていただきます。皆様、円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。

4 閉会

○市民生活係長

皆様、ご審議ありがとうございました。

： 以上をもちまして、平成30年度第2回仙台市安全安心街づくり推進会議を閉会と
させていただきます。

： なお、最後になりますが、予め事務局から配付しておりました次回会議日程の調
査票につきましては、閉会後に事務局までご提出をお願いいたします。本日は大変
ありがとうございました。

平成30年 8月24日

仙台市安全安心街づくり推進会議

会長

金政信

署名委員

中島淳